

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項														
東高等学校	<p>法人に依頼して実施した講座の講師謝礼の支払において、債権者は法人であるにもかかわらず所得税の源泉徴収を行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 512 1567 705"> <thead> <tr> <th>実績月</th> <th>区分</th> <th>講師謝礼</th> <th>源泉徴収税額</th> <th>差引支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和7年3月</td> <td>誤</td> <td>180,000円</td> <td>18,378円</td> <td>161,622円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>180,000円</td> <td>0円</td> <td>180,000円</td> </tr> </tbody> </table>	実績月	区分	講師謝礼	源泉徴収税額	差引支給額	令和7年3月	誤	180,000円	18,378円	161,622円	正	180,000円	0円	180,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【所得税法】 (定義) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。</p> <p>(源泉徴収義務) 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> </div>
実績月	区分	講師謝礼	源泉徴収税額	差引支給額												
令和7年3月	誤	180,000円	18,378円	161,622円												
	正	180,000円	0円	180,000円												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）